

## 公の施設における使用料等の考え方（案）について

### 1 趣旨

市は、「公共施設マネジメント基本方針」に基づいて、施設を適切に維持管理し、必要なサービス提供を継続していくことを目指しています。

公の施設（以下「施設」という。）の維持やサービスの提供に要する費用は、税金（市費）と、施設の利用者が負担する使用料・利用料金（以下「料金」という。）により賄われており、その料金は市内外の類似施設を参考に設定してきました。

しかし、平成18年3月6日の市町村合併による「新上田市」の発足以降、統一した基準による料金の見直しを行っておらず、施設ごとの水準に差が生じています。また、見直しを行っていないことから、維持管理経費の増減など社会経済情勢の変化が反映されておらず、利用者が負担する料金と、市費負担の割合に不均衡が生じています。

この『公の施設における使用料等の考え方』（以下「基本方針」という。）は、統一した料金算定の基本的な考え方などを定めるとともに、定期的に料金を見直し、社会経済情勢の変化に的確に対応した料金設定とすることを目的としています。

### 2 旧上田市における料金の見直しについて

旧上田市では、昭和51年に当時の基幹的施設であった市民会館及び塩田解放会館を基準として料金体系を策定し、原則として4年ごとに消費者物価動向、社会情勢等を勘案のうえ見直しを行い、必要に応じて料金の改定を実施してきました。

### 3 検討経過

令和2年 2月	当委員会において基本方針（素案）の概要を説明
令和4年 11月	当委員会において基本方針（案）を協議
令和4年 12月	基本方針（案）のパブリックコメントを実施
令和5年 1月	当委員会においてパブリックコメントの意見を踏まえた基本方針（案）の見直し内容を協議
	公民館館長会において基本方針（案）を協議、公民館職員及び行政管理課職員による受益者負担検討プロジェクトチームを設置
令和5年 3月	上田市議会総務文教委員会において、議題外として基本方針（案）を説明
令和5年 7月	市内9つの公民館を会場に基本方針（案）の市民説明会を開催
令和5年 10月	当委員会において、市民説明会の結果を踏まえた基本方針（案）の見直し内容を協議

#### 4 料金の算定方法 【基本方針 P2~P9】

##### (1) 基本的な考え方

- ・ 算定方法の統一化
- ・ 定期的な見直し
- ・ 効果的・効率的な施設運営

##### (2) 対象とする料金

基本方針の対象となる料金は、原則すべての料金とします。

国等から算定基準や単価が示されているものは、法令等に準じて見直しを行うこととし、基本方針の対象としません。

##### (3) 基本的な算定方法

施設に係る経費のうち、統一的な基準で算定した金額を利用者が負担すべき「管理コスト」と定め、提供するサービスの性質により分類した「利用者負担割合」を管理コストに乗じることで得た金額を料金の目安とします。

$$\text{料金の目安} = \text{管理コスト} \times \text{利用者負担割合}$$

##### (4) 算定の対象とする経費

- ・ 管理コストに含める経費 人件費、物件費、維持保守費、指定管理業務に係る経費
- ・ 管理コストに含めない経費 施設の取得・大規模修繕等に係る経費、自然災害・火災・事故等の特殊事情による経費、イベント等事業に係る経費

##### (5) 利用者の負担割合

公の施設は、その性質が多様であるため、施設の性質に応じて「公益性」と「私益性・市場性」の度合いで分類し、利用者が負担する割合（利用者負担）と税金により負担する割合（市費負担）を設定します。

度合い	分類	負担割合	説明
【公益的】 ↑ ↓ 【私益的・市場的】	【A】	全額市費負担 市費負担 100% 利用者負担 0%	日常生活や年齢の各段階において、ほとんどの人に必要とされるものの、民間では提供され難く、行政が主に提供するサービス
	【B】	利用者と市費で負担を折半 市費負担 50% 利用者負担 50%	社会教育や体育施設など、市が公益的な目的から提供するサービスであるが、利用者が限定されるなど公益・私益の両方の性質を併せ持つサービス
	【C】	全額利用者負担 市費負担 0% 利用者負担 100%	生活や余暇をより便利で快適にするためのもので、収益性がある程度あり、民間において、同種・同業のサービスが提供されている（提供が可能な）サービス

## (6) 料金の算定方法

- ・ 会議室など一定の区画を貸し出す施設

$$\text{管理コスト} \div \text{貸出総面積} \div \text{年間開館時間} = \text{1m}^2\text{当たりの時間コスト ①}$$

$$\text{①} \times \text{貸出面積(室面積)} \times \text{貸出設定時間} = \text{1室(区画)当たりのコスト ②}$$

$$\text{②} \times \text{利用者負担割合} = \text{1室(区画)当たりの料金}$$

- ・ 不特定多数の個人が同時に利用する施設

$$\text{管理コスト} \times \text{利用者負担割合} = \text{本来の料金収入額 ①}$$

$$\text{①} \div \text{料金収入額(直近5年平均)} = \text{倍率 ②}$$

$$\text{現在の料金} \times \text{②} = \text{1人当たりの料金}$$

## (7) その他の設定

- ・ 同種・類似のサービスを提供する施設の料金
- ・ 市民以外の料金
- ・ 営利目的利用
- ・ 曜日・時間による加算
- ・ 空調・照明・附属器具の料金

## 5 定期的な見直し 【基本方針 P10】

### (1) 見直しの時期

利用者が負担する割合を適正に維持するため、社会経済情勢の変化や施設の維持管理経費が適時に反映されるよう、原則、5年ごとに料金の見直しを行います。

### (2) 改定の幅（上限・下限の設定）

改定する料金は、急激な価格の変動を防止するため、改定前の1.3倍の範囲内に収まるよう設定します。

### (3) 料金の単位

利用者の利便性及び窓口での料金取扱事務を勘案し、算出した料金は原則として50円単位で調整します。

### (4) 消費税の取扱い

消費税率の変動は管理コストに影響を与えることから、消費税率が改定される際は料金の見直しを行います。

### (5) 市民への周知

料金を改定する際は、経費や利用者負担割合などの考え方を広く周知するとともに、十分な周知期間を設定することとします。

## 6 料金の減額・免除 **【基本方針 P11～P15】**

### (1) 統一的な基準

区分	利用団体・利用内容	減免率	備考
1	市(市教育委員会・市が設置する附属機関等含む)及び市議会が主催・共催、委託する事業	100%	後援・協賛は減免の対象外
2	公共団体(県・広域連合等)が主催・共催、委託する事業	100%	・後援・協賛は減免の対象外 ・国が市の施設等を利用するときは、地方財政法第24条の規定により、原則料金を徴収することとなっている
3	当該施設の管理運営団体(指定管理者等)が施設の管理運営目的で利用する場合	100%	
4	市内の保育所、幼稚園、認定こども園等、小中学校、特別支援学校及び学校加盟団体(体育・文化連盟)の活動(公立・私立を問わない)	100%	幼児・児童・生徒等を対象に教育・保育活動(授業、行事、部活動の一環)として使用を行うための利用に限る
	上記以外の学校で、学校教育法に規定する学校及びこれに準ずる学校、学校加盟団体(体育・文化連盟)の活動(公立・私立を問わない)	50%	
5	その他市長が必要と認める場合 <sup>※5</sup>	100% 又は 50%	

### (2) 施設ごとの基準

施設の目的と性質に応じ、統一的な減免基準に加えて、施設ごとに減免の基準を定めることができることとします。

### (3) 空調・照明・附属器具の料金

空調・照明・附属器具の料金は、使用する場合と使用しない場合の料金の公平性を確保するため、原則減免しないこととします。

ただし、市長が特別な理由があると認める場合には、施設の利用実態等を踏まえて減免の判断を行うこととします。

### (4) その他

- ・ 指定管理者制度導入施設での取扱い

減免は、政策的な特例措置として実施するものであるため、指定管理者制度導入施設においても、基本方針に沿った取扱いとします。

- ・ 適用時期

減免に関する基本方針の内容は、策定の日から3年後を目途に適用することとします。適用に向けて、利用者及び利用関係団体への周知を十分に行うこととします。

## 7 今後のスケジュール

